

**日本における公営電気の系譜と
今日的意義
－戦前の県営電気事業を中心として**

—

西野寿章

高崎経済大学地域政策学部教授

高崎経済大学地域科学研究所長

経済地理学・農村地理学

原発事故を契機とした電気事業を巡る議論

- ①再生可能エネルギー活用の必要性
- ②発送電一貫体制から発送電分離の必要性
- ③身近なエネルギーの地産地消の必要性
- ④民主的にエネルギー選択を可能とする社会システムの必要性
- ⑤消費者側の更なる省エネ，節電の習慣化

2012年 固定価格買取制度の制定
地産地消型の取り組み
電力ビジネス

2015年 改正電気事業法の制定

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1) 電力広域的運営推進機関 | 2015.4 |
| 2) 電力販売の全面自由化 | 2016.4 |
| 3) 発送電分離 分社化 | 2020.4 |

2016年4月 電力自由化

新電力との契約 0.5%

消費者：電気料金，付帯サービスを注視



何が解決されたのか？

- **自治体電力への取り組み：13市町村**
飯田市，湖南省市，みやま市など
 - ・ **固定価格買取制度が前提**
 - ・ **住民参加事例に注目**

現 9 電力体制の起源

1938(昭13)年：**国家総動員法**の公布
電力管理法，日本発送電株式会社法

1941(昭16)年：**配電統制令**

9 配電会社の設立

関西配電→関西電力

関東配電→東京電力

中部配電→中部電力

それ以前の日本の電気事業

1937年における電気事業者：731

民営：610

公営：121

県営6 市営16 町村組合営10

町営23 村営65

電気利用組合：244

個性的な電気事業者

戦前の公営電気

県営：青森，宮城，富山，高知，山口
兵庫，（宮崎）

市営：東京，静岡，京都，大阪，神戸
仙台，金沢，都城 酒田

下線都市：市街鉄道兼営

鉄道経営：横浜，富山，名古屋
若松，熊本，鹿児島

自家用：新潟，大牟田

町村組合営(郡営の改組, 一部事務組合)

山形県東置賜郡総町村組合

山形県東田川郡電気事業組合

宮崎県南那珂郡十六ヶ町村組合

兵庫県西気村清滝村組合

京都府夜久野水電組合

岐阜県阿曾布村袖川村電気組合

福島県葛尾津島村電気組合 など

町営電気， 村営電気：

ほとんど山村に立地。一部離島。

岐阜県：28 町村営電気が集中

群馬県：6

島根県：6

長崎県：5

北海道：4

【西野の研究】

- 1) 山村に展開した町村営電気事業の成立過程に関する研究
- 2) 山間集落が設立した電気利用組合の設立過程の研究

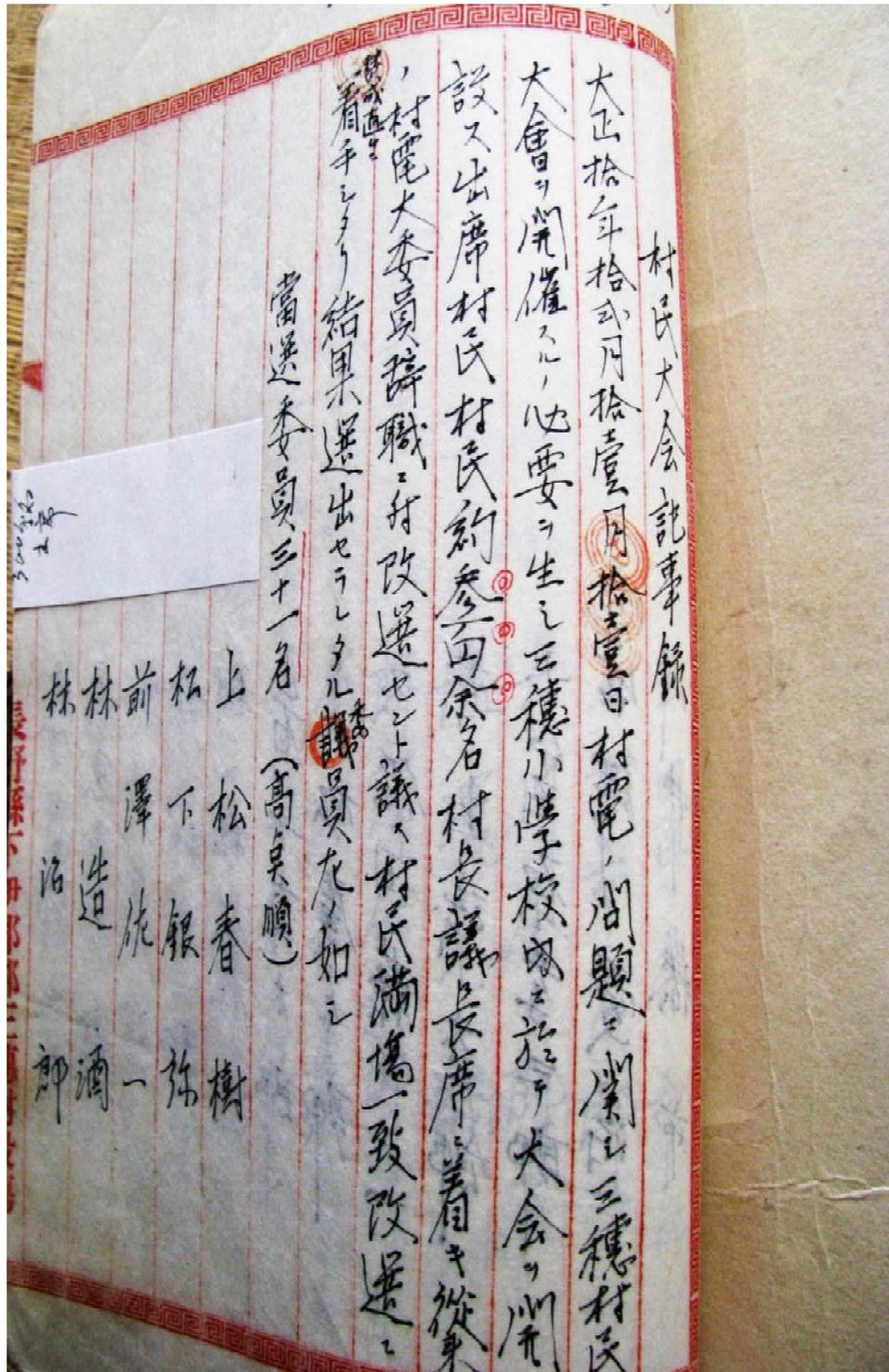


住民出資(指定寄附)
村民大会

電気導入に住民参加

村営電気事業導入問題に関する 村民大会記事録

長野県旧三穂村
1921(大正10)



山村では、戦後も住民出資による電化が行われた。

■ 1952(昭和27)年

農山漁村電気導入促進法(農林省)

モデルは、ニューディール政策下で展開した米国農村電化政策。

北海道雄武枝幸町電気組合

1974年まで経営

電氣導入施設

農林漁業資金借入申込書添付書

小水力發電

広島縣比婆郡高野町
下高野山農業協同組合

1955(昭和30)年 山村電化

第1 借入申込者の概要

下高野町

(1) 借入申込者の概要

(昭和30年11月30日現在)

(1) 地区	広島県比婆郡高野町地区内(奥門田、中門田、下門田、岡大内、上里原、高暮、和南原、新市、南、上湯川、下湯川)	
(2) 出資金	出資金 2,040,400円 内払込済出資金 2,040,400円 出資口数 2,040口 一口の金額 1,000円	出資予約預金を含む
(3) 組合員数	正組合員 531名 準組合員 21名 計 552名	
(4) 申込者の事業の概要	農業協同組合法による事業 信用 購買 販売 利用 指導	
(5) 申込者の沿革	昭和23年6月2日農業会を解散して 同年同月同日下高野山村農業協同組合を設立す。設立当時の出資額は133,000円なり 昭和31年1月1日高野町合併に伴ひ名称を下高野山農業協同組合と改称す。	

**PLUMAS-SIERRA RURAL
ELECTRIC COOPERATIVE**

**PANCAKE BREAKFAST
SAT 9/5 8-11AM
PLUMAS EUREKA FIRE DEPT
200 LUNDY LN**







Plumas-Sierra Rural Electric Co-operative Membership Certificate 1939.7.28

Nº 348



PORTOLA, CALIFORNIA

July 28

1939

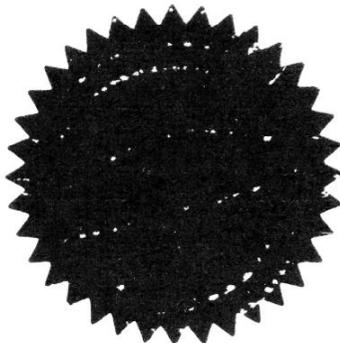
MEMBERSHIP CERTIFICATE

This is To Certify That P. S. Hall is a member of the

PLUMAS-SIERRA RURAL ELECTRIC CO-OPERATIVE, Inc.

a corporation. The membership evidenced by this certificate is transferable only upon the written consent of the Corporation, provided in its By-laws.

This certificate shall be surrendered to the Corporation for cancellation upon termination of membership as provided in the By-laws of the Corporation.



In Witness Whereof the Corporation has caused this certificate to be executed by the President and the Secretary and its corporate seal to be affixed

this 28th day of July 19 39

R. F. Ramelli

President

Wm. N. Henderson

Secretary

戦前の県営電気事業

- | | | |
|------|-------------|-------|
| ①高知県 | 1909(明治42)年 | 住民へ供給 |
| ②富山県 | 1921(大正10)年 | 卸売・鉄道 |
| ③宮城県 | 1923(大正12)年 | 住民へ供給 |
| ④山口県 | 1924(大正13)年 | 住民へ供給 |
| ⑤兵庫県 | 1925(大正14)年 | 卸売(?) |
| ⑥青森県 | 1934(昭和9)年 | 住民へ供給 |
| ⑦宮崎県 | 1938(昭和13)年 | 卸売 |
- ※1937年時点 神奈川県 未開業
- ※群馬県：県営電気事業構想

戦後の都道府県営電気

2013年現在：1都1道1府22県

多くは水力発電。

ゴミ焼却発電：秋田県，群馬県

風力発電：岩手県

市：ゴミ発電 静岡市，岐阜市
売電により財政収入に。

※地域住民には直接電気を供給できない。住民の認識も高くない。戦前との決定的相違

戦前の県営電気の特質

【前提】 戦前の財政制度

戦後の地方交付税のように地域格差を埋める財政的な仕組みなし。

国庫補助・交付金

戦前 10%以下

2008年度	青森県35%	高知県46%
	宮城県26%	山口県27%

高知県営電気 1902(明治35)年開業

甫喜峯疎水：1893(明治26)年の大干ばつを契機として計画，1900年に完成。

水利組合に1/5の県補助

工事に際して将来の水力発電を視野に。

県職員：京都・蹴上の琵琶湖疎水と発電所を見て，同様の地形条件にある甫喜峯疎水に水力発電所を建設して県営電気事業を発想。

【経過】

1903(明治36)年 通常県会 審議未了

1906(明治39)年 逋信大臣 経営許可

1909(明治42)年 開業

【趣旨】「疎水工事に対して相当の県費補助をしている。灌漑に留まらず、工業上の機関に利用することを条件にした。そして、調査の結果、**県営でやれば県の大なる財源が出来る**から満場の賛成を仰ぎたい」

【供給区域】

土佐電気：高知市と周辺へ供給

県営電気：郡部

【電灯供給のシェア 1935年】

土佐電気 37.2%

県営電気 31.7% (1937年 50%超え)

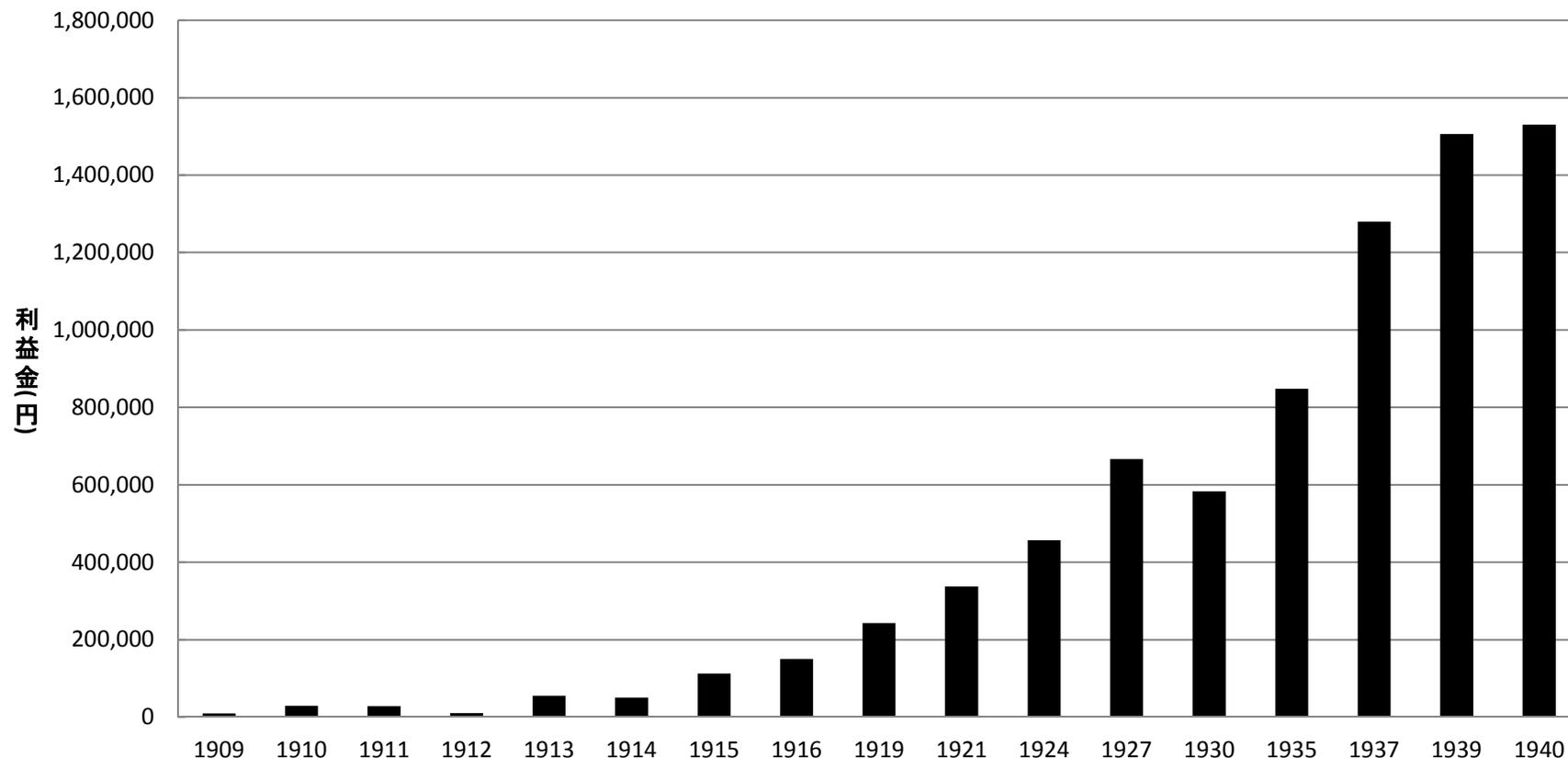
【電灯料金 10燭光(w)】

土佐電気 60銭

県営電気 60銭

南海水力 75銭

図1 高知県営電気 利益金の推移



1913年 県会 払い下げを決議，知事は無視。

1918年から育英基金，土木費へ繰り入れ。

1936・37・38年度 毎年33万円を一般会計繰入。

富山県営電気 1921(大正10)年開業

- 電灯会社への電気卸， 県営鉄道兼業.
- 1920(大正9)年 県会における知事発言

「抑々本県県治上ニ於ケル問題ハ多々アルコトナルガ， 其ノ最モ大ナルモノハ， **治水ト財政トノニナル事**ハ何人モ之ヲ否認スルハアラザルベク」

富山平野の治水費用： 県財政の20%

1914年水害： 400万円投入 重い県税

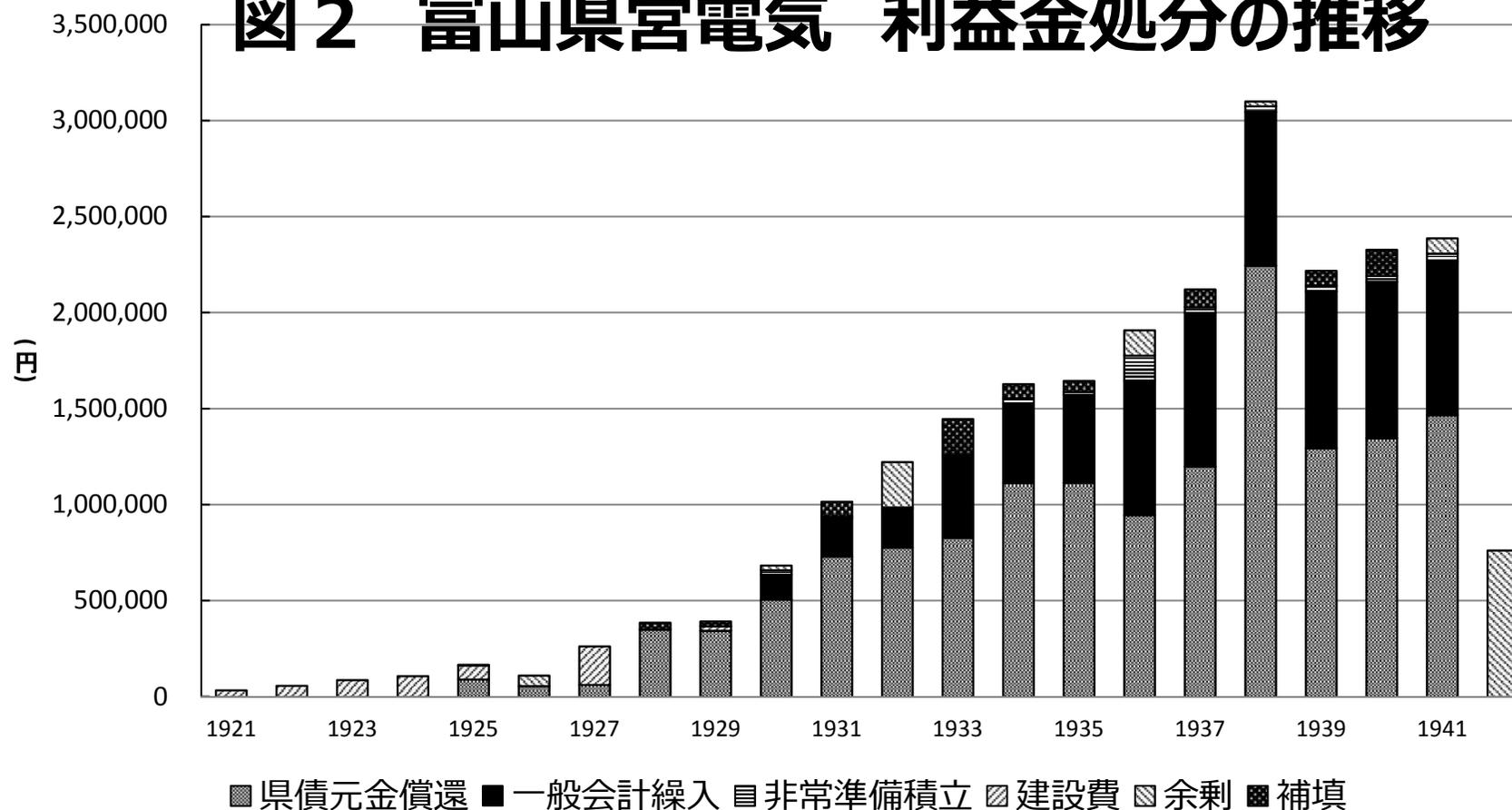
河川改修に巨費が必要

「此ノ苦境ヲ離脱轉廻シテ県人ノ福利ヲ増進シ， 県財政ノ基礎ヲ鞏固ニ子孫百年ノ為メニ一新生面ヲ開クノ方策(中略)大ナル財源ヲ案出シ大ナル収益事業ヲ經營スルヨリ外ナキ問題ナリ」

知事発案：元凶の常願寺川

治水を兼ねた水力発電所

図2 富山県営電気 利益金処分の推移



- 1925年度から余剰金が発生。余剰8年度，補填9年度
- 一般会計への繰り入れ
1930年13万円，1935年45.8万円，1940年81.5万円
- 利益は確実に伸びていた。

宮城県営電気 1923(大正12)年開業

- 仙台市営区域を除く， 県郡部に供給。
- 県内の民営電気を全て買収して， 電灯電力料金を低廉にして普及を図り， 産業の発達と農村漁村の振興を図ることによって県民の福利増進を図り， 「将来県財政緩和の大動脈たらしめんとする」 ことにあった。

■ 仙台市営を除いた県下電気事業の統一

1931(昭和6)年

1935年 推定県営電灯シェア 62.2%

推定県営供給シェア 77.6%

■ 高い電気料金問題

1935年	10燭光	16燭光	24燭光
宮城県営	65銭	75銭	100銭
仙台市営	40銭	60銭	80銭

■一般会計への繰り入れ

1927年度 3.5万円

1929年度 8.0万円

1930年度以降 18.5万円(毎年度)

■高い電灯料金

- ・一般会計への繰り入れ実現のため
- ・電灯料金を下げれば一般事業縮小必要

➡ 仙台市営受給者は負担せず，受益。

県民負担・受益の不公平問題。

公共的性格 < 財政改善的性格

山口県営電気 1924(大正13)年開業

■1920(大正9)年12月

「(電気事業は)県下産業ノ発達ニ至大ノ
関係ヲ有スル**公益事業**ナルヲ以テ、之
ヲ**県営ニ移シ整調統一セル事業組織**ノ
下ニ経営上遺憾ナキヲ期スルハ、本事業
業ノ性質ニ鑑ミ切実ニ其必要ヲ感セス
ンハアラス」

■ 「県有財産トシテ確實有利ナルノミナラス、最モ有望ナル財源トシテ、一面積極的事業ノ起業又ハ一般県民ノ負担ヲ軽減スル等、県政上百年ノ体計ナリトス」

■ 1924(大正13)年4月1日

3 電灯会社を買収して県営スタート

1936(昭和11)年1月 買収完了

山口県営電気 知事原稿

電氣事業ノ實現ヲ企画シ其調査ノ歩ヲ進ムベキ
前提ヲ有スモノナリ。然レ之前知事ハ中央地方政治
ヲ混同セルマノ感アリ。其既定事業トシテ縣會ニ公
約セル事業ヲ曲解シ所謂政黨内閣交通ニ伴フ
政策及施政方針ノ変更アルハ當然ナル如ク態度ヲ
持シテハ甚ク遺憾トナシ。如斯事業ハ或程度ヲ
迄ハ理事者裁量ヲ要スルモ既定方針ノ根本ニ動
搖ヲ来スガ如キハ却テ禍ヲ將來ニ貽ス可懼アルベシ。
固ヨリ事業決定者初ニ於テハ大ニ決心ト壯勇ノ
努力トヲ要スルモ其覺悟シ當局及社会共ニ最モ
熱誠懐望ナル者識ノ下ニ成立セルモノナレド其在任
短期ナリト雖モ莫ニ地方自治ニ熱誠アリテラハ此大事
業ニ直固シ尚誠意アル調査研究ヲ講ジ現在電
氣事業ニ清約ヲ添ヘ進レドモ既定期ニ期實現計

■ 電灯料金の値下げ

1925年8月 1回目の値下げ

1927年 30w以上の電灯料金の統一

1929年 全面的に値下げ

1924年=100とすると

1935年=72まで引き下げられた

■ 県営電気の電灯の推定シェア：

1935年 90.7%

■ 山口県営の特徴：利益規模の大きさと 電灯シェア

■利益 1926年以降 4百万円超

利益の多くは、県債償還に充当

【一般会計への繰り入れ】

1925年 8.3万円

1927年 5.0万円

1932年 16.0万円

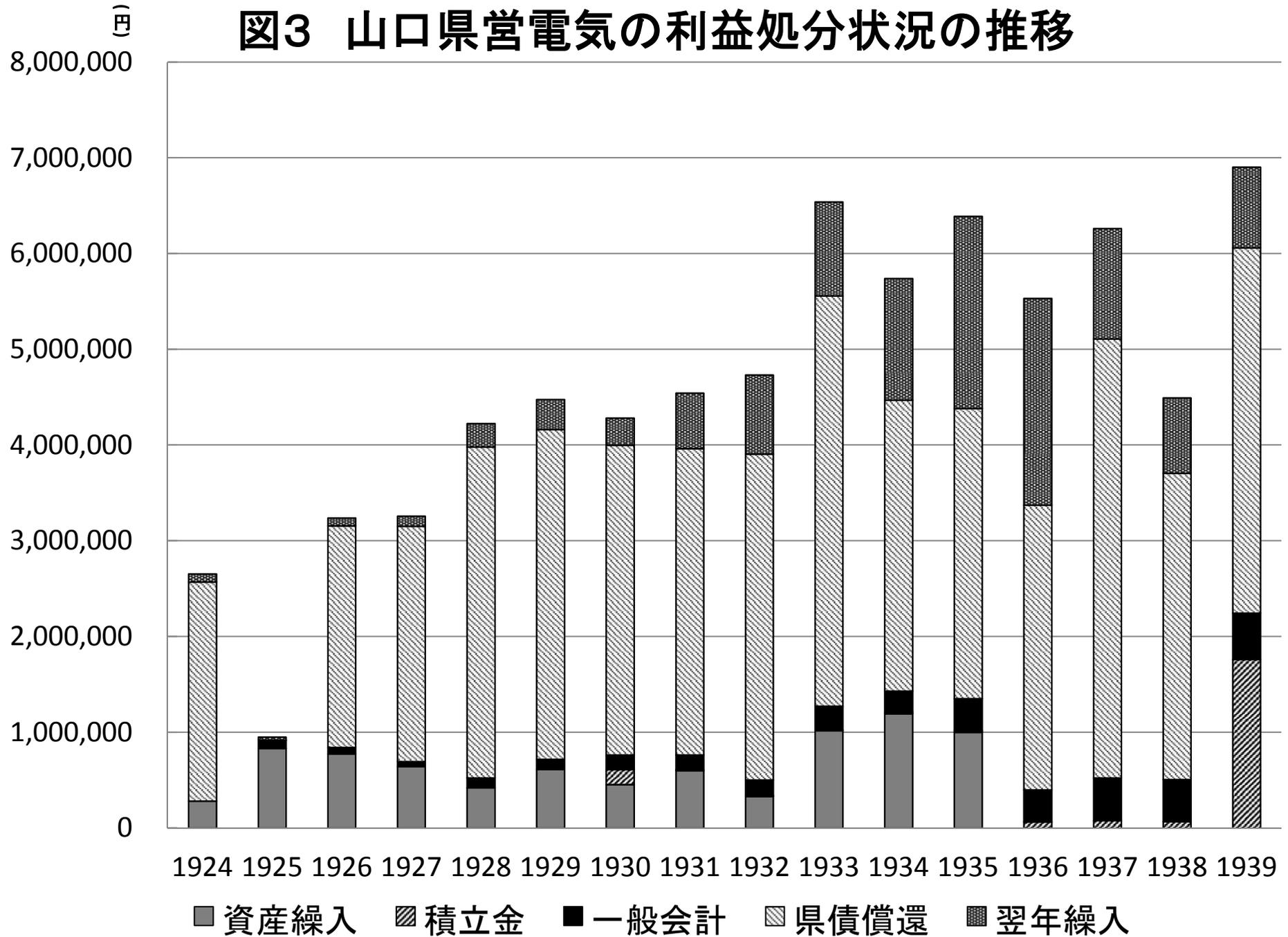
1935年 33.3万円

1939年 48.3万円

■電気料金の値下げ：公益事業の真価発揮

■一般会計への繰り入れ：財政安定化

図3 山口県営電気の利益処分状況の推移



青森県営電気 1934(昭和9)年開業

■1921年「青森県営電気事業統一案」

「青森県管内ニ於ケル各電気事業者ノ工
作物及ビ之レニ附帯スル諸権利一切ヲ
買収シ，更ニ事業ヲ拡張シ管内一般ニ
電灯電力ノ使用ヲ普及セシメ以テ県民
ノ福利ヲ増進スルト共ニ県財源ノ一端
ニ資セントス」

■ **青森市が市営電気を計画
県営派と市営派が衝突も
青森電灯：県に譲渡**

■ **1934(昭和9)年**

**青森電灯，弘前電灯，八戸水力を買収
県営電気として供給を開始**

1935年3月に買収完了

県下の9割を供給区域とする

■青森県営電気の特徴

- ・未点灯集落の電化 ラジオの普及

1935年 電灯シェア 73.9%

1934~1936年度 需用家2.5万戸増加

- ・需用家数

1934年度 106,446戸

1935年度 118,420戸

1936年度 126,318戸

■青森県営電気の特徴

- ・安価な電灯料金

1935年における電灯料金比較(銭)

電灯会社		10燭光	16燭光	24燭光
青森	青森県営	75.6	90.7	112.6
	西海電気	77.5	90.0	105.0
	上磯電気	75.0	85.0	125.0
	上北電気	81.0	97.5	125.0

■一般会計への繰り入れ

1934年度 15.8万円 初年度から実現

1935年度 19.5万円

1936年度 25.1万円

1942(17)年3月末 東北配電に統合

戦前の県営電気事業の特性

- 事業計画の背景：**逼迫する財政問題**
富山県：相次ぐ自然災害
宮城県：公共的性格 < 財政改善的性格
青森県：辺境経済の疲弊，冷害凶作
- 公共性の発揮：
電気料金の値下げ，未点灯地域の電化
高知県，宮城県，山口県，青森県
- **なぜ5つの県だけで取り組まれたのか？**

戦前の県営電気事業への認識

- ・ **戦後の公営電気事業復元運動**

- 1) 配電都市移管期成連絡委員会
- 2) **配電事業全国都道府県営期成連絡委員会**
- 3) 配電事業公営期成連合会
- 4) 電気事業都市復元期成協議会

仙台市：1959(昭和34)年に市民プールを東北電力が寄贈することで決着。(?)

配電都道府県営化における主張

1948(昭和23)年5月

国家総動員法廃止，配電統制令の効力喪失

同月，配電事業全国都道府県営期成同盟会

「電気事業再編成に伴う配電都道府県営問題について」をまとめる。

地方自治体は「電力消費者の利害を代表する地方公共団体」と主張した。

■ 電力再編成への運動

日本電気産業労働組合

⇒ 発送電，配電の一元経営を提唱

日本発送電株式会社

⇒ 発送電，配電の一社経営を提唱

9 配電会社

⇒ ブロック制の発送電配電会社を主張

地方自治体からも，あり方を提唱。

⇒ 都道府県，市の配電を主張

■1946(昭和21)年4月 全国市長会議

「自治体(主トシテ都市)公営ノ場合ニ於テハ地方ノ実情ニ適応セル**特殊産業ニ対スル重点的配電**，需要者ニ対スル施設ノ迅速**確実**，**都市照明ノ適正化**，**市民特殊階級ニ対スル料金ノ割引**等各種生産力ノ増強，**市民福利ノ増進ニ寄与スル**点少カラズ，之電氣事業特ニ配電事業ノ自治体ヘノ移譲ヲ必要トスル所以ナリ」

仙台市，京都市などでも移管決議。

■ 1946(昭和21)年4月15日

青森, 秋田, 岩手, 宮城, 山形, 福島,
新潟, 富山, 長野, 神奈川, 埼玉, 東京
の1都11県の代表が, 配電事業都府県営
にすべきとの決議を各政党, 商工大臣に
提出。

■ 1946(昭和21)年4月15日

1都11県に、岡山、宮崎、山口、北海道、兵庫、石川、愛知、岐阜、山梨、静岡、高知、鹿児島、熊本、愛媛、福岡、奈良、
が加わり、1都1道25県による配電事業全国都道府県営期成同盟会の結成

昭和二十三年五月

電氣事業再編成に伴う
配電事業都道府縣營問題について

配電事業全國都道府縣營期成同盟會

配電事業全國都道府縣
營期成同盟會(1948)
「電氣事業再編成に伴
う配電都道府縣營問題
について」25p.

■ 都道府県営期成同盟会の主張

【**発送電と配電事業の分離の妥当性**】

「元来電気事業は電気の小売を業とするものであるから、消費者と直結して**地方的性格**を多分に有し事業は**民生と共に成長**すべきものである。従って**配電事業の第一線業務組織の受け持つ区域**は、**小なる程業務は円滑に行われる**のである。只、**経済的**或いは**地理的条件**により自ら**区域の限度**が決められる訳であり、「**配電事業の業務区域は都道府県単位が適当**である」

【経営形態】

- 都道府県を主体とした公企業
- 公益事業として**民主的**に世論を反映することができる経営形態が望ましい
- 地方自治体自身も公営事業を持つことによって、自然に地方の利害、地方の意見の中央への反映に役立ち、地方行政体の**民主化**に貢献する

- 都道府県当局， 都道府県会議員， 需要者代表， 従業員代表， 学識経験者等を構成員とする**本事業運営民主化委員会**の設置
- 建設並びに改良に要する経費は地方債の公募による。これによって**広く一般大衆が直接事業運営に参画して**関心を高め，**緊密不可分の関係の下に真に民主的運営を図り得る**のである。

2012年度 財政力指数

- 東京都を含んだ全国平均0.46
- 愛知県と神奈川県は0.9台
- 0.5以上の財政力指数を示すのは18都府県に過ぎない。
- 本稿でみた 高知県0.23, 富山県0.44, 宮城県0.52, 山口県0.40, 青森県0.31.
- 高知県は島根県に次ぐ低さ。
- 1985年以降の政策転換により, 地方経済の再生は困難。地方分権停滞。

原発事故を契機とした電気事業を巡る議論 (再掲)

- ①再生可能エネルギー活用の必要性
- ②発送電一貫体制から発送電分離の必要性
- ③身近なエネルギーの地産地消の必要性
- ④民主的にエネルギー選択を可能とする社会システムの必要性
- ⑤消費者側の更なる省エネ，節電の習慣化
⇒ 条例制定による実行可能範囲を検討